

第 15 回杉並区清掃審議会 記録

| | | |
|------|--|---|
| 日 時 | 平成 14 年 6 月 6 日 (木) 午前 10 時 02 分から 12 時 05 分まで | |
| 場 所 | 杉並区立産業商工会館 講堂 | |
| 出席者 | 委員 | 藤井会長、前田職務代理、石川委員、花形委員、大橋委員、小澤委員、小池委員、内藤委員、柏原委員、松原委員、くれまつ委員、小川委員、とかしき委員 (13 名) |
| | 事務局 | 環境清掃部長、清掃管理課長、ごみ減量担当課長、東清掃事務所長、西清掃事務所長、清掃事業所長、清掃管理課清掃計画係長、清掃計画係主査、清掃計画係主事 |
| 傍聴者数 | 2 名 | |
| 資 料 | ① 最終答申の骨子 (案) ② 参考資料 ③ 平成 14 年版循環型社会白書に関する新聞記事 | |
| 議 題 | <審議事項> 杉並区一般廃棄物処理基本計画の見直しについて | |
| 発言要旨 | 別紙のとおり | |

第 15 回杉並区清掃審議会 発言要旨

| 発 言 者 | 発 言 内 容 |
|-------------|---|
| 職 務 代 理 | 開会する。 (午前 10 時 02 分) |
| 清 掃 管 理 課 長 | <p>本日の資料を説明願う。</p> <p>冒頭に、カラス対策として今週から可燃ごみ夜間収集モデル事業が実施されている旨を口頭で報告する。次いで資料「最終答申の骨子（案）」について説明する。資料「参考資料」を要約したものであり、本日は、本資料の加除修正を中心にご審議願う。これまでの審議を受け、資料ではまず「1 基本計画見直しの背景と目的」に触れ、次いで「2 計画の位置付け」で計画を今後約 10 年間に渡る中・短期計画と、それ以降の長期計画と位置付けている。「3 計画に盛り込むべき重要事項」では、中継所の完全撤去やゼロ・エミッション型社会の追及、排出方法及びリサイクルへの協力面での多様性の確保、廃棄物行政の革新、コスト最小化の仕組みづくりといった基本方針に基づき、個々の主要な方策を示している。最後に、「4 将来における不確定要素と今後の検討課題」でプラスチック処理方法や地域処理の可能性等に触れている。</p> |
| 職 務 代 理 | これまでの審議経過に基づいて作成されたものである。現行計画をベースにしているが、内容の過不足をはじめ、項目としての整理の仕方や表現等についてご意見願う。 |
| 委 員 | 重要な事項は全て網羅していると考える。ただし、①「3 重要事項」には「2 位置付け」を受けていることを示す表現が必要である。②インセンティブやリーディングプロジェクトという表現が、読み手である一般区民に受け入れられない可能性もある。 |
| 委 員 | ①「努力している区民」と「していない区民」を言葉のとおり明確に分けることは無理であるとともに不適切ではないか。②中継所は、東京都との間で 20 年間の負担付譲与契約のはずであるが、答申の中で施設の廃止を打ち出すことに問題がないか確認したい。 |
| 会 長 | ①について、「ごみを多く出している区民」と「そうでない区民」という表現がより適切である。 |
| 環 境 清 掃 部 長 | ②について、東京都の同意を得れば、指定用途以外に用いることができる旨の条項がある。したがって答申で触れることに問題はないと考えるが、都との具体的な協議は答 |

| | |
|--------|---|
| 委員 | <p>申後になる。</p> <p>「3 ●9 ゴミ減量化の推進と EPR（拡大生産者責任）」について。EPR に基づく取組みは区だけでは限界があり、国に対しても法整備を含めて強く要請していく旨を盛り込みたい。</p> |
| 環境清掃部長 | <p>EPR の徹底については、従前 23 区長会として国に対し要請してきたが、現在は 12 年度の移管を機に加入した全国市長会を通じて要請している。今後も引き続き要請していく予定である。</p> |
| 委員 | <p>①「3 ●9」では有害化学物質について触れているが、諸外国の例を参考に、薬局で回収する方法など具体的な内容を盛り込むことはできないか。②今後の取組みを時系列で詳細に示した方が良いのではないか。</p> |
| 会長 | <p>②について。大まかなスケジュールは図示しているが、答申は基本的な考え方と方向性を示すことに重点を置く。</p> |
| 委員 | <p>①について。有害化学物質回収を実施するうえで、現在は産業廃棄物の中間処理施設がなく、一般廃棄物としての有害化学物質を中間処理する施設が必要になる。受け皿を整備するためにも国等への働きかけについて触れるべきである。</p> |
| 委員 | <p>一般廃棄物としての有害化学物質は製品そのものではないので、EPR の項目に入れると混乱が生じるおそれがある。有害化学物質対策については、問題提起する意味でも新たに項目立てが必要である。</p> |
| 委員 | <p>①今回の夜間収集モデル事業の予算は人件費を除き 7,600 万円であるが、事業系ごみの収集コストについては手数料収入でまかなうことができないか。②今月中に結論が出る杉並中継所問題に関する国の公害等調整委員会による裁定と中継所廃止の関係をうかがう。③清掃事業にかかるコスト計算を毎年行い、区民に広く公表していくべきである。</p> |
| 環境清掃部長 | <p>①について。清掃事業予算 90 億円は、一般財源と手数料収入によりまかなわれているが、事業系ごみのコストは手数料収入だけではまかなえないのが現状である。②について。現在は裁定を待っている状況であるが、裁定の内容にかかわらず 10 年後には中継所を廃止するというのが区の方針である。</p> |
| 委員 | <p>地方自治のコストと、行政サービスのあり方とを行政目的のもとで一体的に捉える必要</p> |

| | |
|--------|--|
| 委員 | <p>がある。事業系ごみのシステムについては、収集の効率を考慮しつつ実態にあわせて作られたものである。原因者負担の考え方からすれば、最もコストが高いともいえる。</p> <p>環境経済学の本質的な問題にかかわる。一つは、夜間収集を実施しカラスがいなくなることにより、事業者だけでなく一般区民も満足感を得て、一般財源から支出しても良いと感じる「外部性」の問題である。もう一つは、自分の廃棄物については自分が責任を持ち、迷惑をかければそのコストを負担するという「初期の権利の配分」の問題である。事業をしているからごみのコストを払うべきであるという考え方と、税を負担する住民であるからごみを出す権利があり、その処理には税金を使うべきという考え方は、体系として一致しない。最大の原因は行政コストが透明でないことにある。コストを開示し、実態を知らせて、初めて広く区民を交えた議論が生まれる。</p> |
| 環境清掃部長 | <p>事業系ごみの処理手数料は 23 区の統一事項となっているが、昨年度から 23 区課長会で引き続き課題として検討している。収集・運搬、処理、処分と運営主体がそれぞれ異なるため事業系ごみのコスト算出は現時点では困難である。また、都の財政調整制度や、各区のごみ量にかかわらず人口割で一部事務組合への分担金が決まるといった仕組みにも問題があると認識している。</p> |
| 委員 | <p>区民の関心を高め、協力を得ていく意味でも、コストに関する危機感を前面に打ち出すべきである。区民と行政との緊張関係を維持しながら、参加を促していく仕組みの土台となる。</p> |
| 環境清掃部長 | <p>今年度は清掃事業に関するコストの算出方法等について、区として具体的に検討する予定である。</p> |
| 会長 | <p>一般区民に分かりやすいコストの開示について、より明確に答申で表現する。</p> |
| 委員 | <p>高齢化社会におけるごみの問題について今後議論が必要である。</p> |
| 委員 | <p>拡大生産者責任については最終答申でより強くアピールすべきである。</p> |
| 会長 | <p>次回は6月 25 日の開催を予定している。本日の審議をもとに、最終答申（案）を審議会として固めたい。</p> <p>会議を閉じる。</p> <p style="text-align: right;">(午前 12 時 05 分)</p> |